（家畜改良増殖法の一部改正）

第百九十四条　家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の三の見出しを「（審査請求の制限）」に改め、同条中「掲げる処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第百九十五条　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「すべて」を「全て」に、「因る」を「よる」に、「次表」を「次の表の」に、「同表」を「同表の」に改め、同条の表第二十四条第二項の項の次に次のように加える。

第二十四条第三項	公職選挙法	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する公職選挙法

（農産物検査法及び持続的養殖生産確保法の一部改正）

第百九十六条　次に掲げる法律の規定中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

一　農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第三十五条第五項

二　持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）第八条第三項

（家畜伝染病予防法の一部改正）

第百九十七条　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の三の見出しを「（審査請求の制限）」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（森林法の一部改正）

第百九十八条　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の十一の五第一項及び第十条の十一の六第三項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第十条の十一の七第三項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第百九十条第一項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行政不服審査法第十八条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十二条」に、「処分庁」を「処分をした行政庁」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改め、同条第三項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（水産資源保護法の一部改正）

第百九十九条　水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条の三」を「第三十五条の二」に改める。

第三十五条を削り、第三十五条の二を第三十五条とし、第三十五条の三を第三十五条の二とする。

（漁船損害等補償法の一部改正）

第二百条　漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第百三十八条の二十二の見出しを「（審査の申立て）」に改め、同条第一項を次のように改める。

組合又は中央会は、政府が特殊保険再保険事業等として行う再保険に関する事項につき不服があるときは、農漁業保険審査会に対し、審査を申し立てることができる。

（農地法の一部改正）

第二百一条　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項中「についての異議申立て」を削り、同条第三項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第四項中「行政不服審査法第十八条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十二条」に、「処分庁」を「処分をした行政庁」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第五十四条を次のように改める。

第五十四条　削除

（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正）

第二百二条　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の見出し中「処分」を「処分等」に改め、同条中「した」を「行う」に改め、「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、農林水産大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、センターの上級行政庁とみなす。

第六十三条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「基づく処分」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」及び「又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）」を削り、「当該処分に係る者」を「行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「当該処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

（農業機械化促進法の一部改正）

第二百三条　農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「（審査請求の処理）」に改め、同条第一項中「異議申立てがあつた」を「審査請求がされた」に、「異議申立ての日」を「審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）」に、「決定」を「裁決」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同条第二項中「農林水産大臣は、前項の決定をする場合には、異議申立人」を「前項の裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により同項の審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に、「あらかじめ、期日及び場所を通知して」を「同法第十一条第二項に規定する審理員が」に、「行わなければ」を「した後にしなければ」に、「異議申立人又はその代理人」を「審査請求人」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、前項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

（日本中央競馬会法の一部改正）

第二百四条　日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三号中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

（家畜取引法の一部改正）

第二百五条　家畜取引法（昭和三十一年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「都道府県知事は、」を削り、「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「異議申立てを受理したときは、異議申立人」を「審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、「行わなければ」を「した後にしなければ」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。